

県道平荘大久保線改築工事（兵庫県加古川市神野町石守地内）及びこれに伴う県道付替工事に関する事業認定理由

平成 20 年 2 月 6 日付けで兵庫県から申請のあった県道平荘大久保線改築工事（兵庫県加古川市神野町石守地内）及びこれに伴う県道付替工事について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県加古川市新神野一丁目地内から同市神野町石守字天神前地内までの延長 1,946 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道平荘大久保線改築工事及びこれに伴う県道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道平荘大久保線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条第 1 項の規定により兵庫県知事が県道に認定した路線であり、同法第 15 条の規定により本路線の存する兵庫県が道路の管理を行うこととなるので、起業者である兵庫県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、兵庫県加古川市平荘町池尻地内の県道高砂加古川加西線との接続点を起点とし、同市神野町石守地内で県道八幡別府線と重複したのち、加古郡稲美町、神戸市西区を經由して明石市大久保町大窪地内に至る総延長約 14.3 km の道路であり、東播磨地域の東西を連結する補助幹線道路として位置づけられている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県道八幡別府線との重複区間を除いて、道路幅員が 2.9 m ～ 4.0 m と狭小な 1 車線道路で、平面曲線半径が 50 m 以下と小さいため見通しの悪い区間や、クランク上に折れた区間が存在するなど、線形も悪いことから、安全かつ円滑な交通が阻害されている。特に、JR 加古川線との平面交差踏切箇所においては、幅員が 2.9 m と狭小であるため、大型車の通行が極めて困難な状況にあり、東向き一方通行規制がかけられている。このような状況から、県道加古川小野線との交差点である池尻橋交差点においては、

現道を迂回する車両による交通渋滞が発生するなど、現道は補助幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

一方、現道に近接した加古川市神野町神野地内において、東播磨地域で唯一の三次救急医療機関となる新加古川病院（仮称）（以下「新加古川病院」という。）が平成 21 年度に開設される予定となっており、補助幹線道路である本路線においては、救急医療の搬送路として確実、安全かつ早急なアクセスが求められるところ、上記のように機能が著しく低下した現道では、このようなニーズに対応することは不可能である。

本件事業の完成により、線形良好な 2 車線のバイパス道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通が確保され、補助幹線道路としての機能向上が図られると認められる。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が任意で既存の調査資料等を基に検討を行ったところ、自動車の走行による大気汚染、騒音及び振動について、いずれも環境基準等を満たすものと予測している。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在するが、起業者は既に発掘調査を完了しており、兵庫県教育委員会との協議により記録保存等の措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間において補助幹線道路の機能を向上させ、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 3 種第 3 級の規格に基づく 2 車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間のルートとしては、現道の西側を主にバイパス方式で通過する案（申請案）の他、同じくバイパス方式で申請案よりさらに西寄りを通する案及び現道をできる限り活用した案について検討が行われている。申請案と他の 2 案を比較すると、申請案は、施工性に優れること、事業費が 3 案中最も廉価であることなどから、社会的、技術的、経済的な面を総合的に勘案し、最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う県道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1)で述べたように、現道周辺において新加古川病院が平成 21 年度に開設される予定であり、本路線は、救急医療の搬送路として確実、安全かつ早急なアクセスが求められるところ、現道ではこのようなニーズに対応することは不可能であり、できるだけ早期に補助幹線道路としての機能を向上させ、安全かつ円滑な自動車交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線自治体の長である加古川市長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第 20 条の規定に基づき事業の認定をするものである。